

「土砂災害情報を住民と相互連絡」

土砂災害情報相互通報システム整備事業

■ 根拠法令
■ 目的

砂防法第5条、第13条

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互に通報できるシステムの整備を図っています。いわゆるソフト対策で、土砂災害情報を住民と相互に連絡し、早期に避難できるような環境を整備するものです。

■ 事業の概要

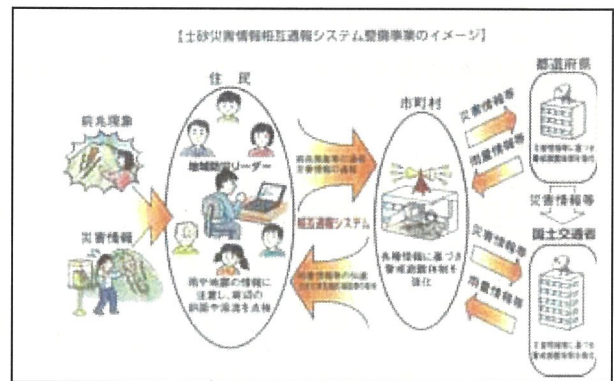
市町村において、都道府県から伝達された雨量情報等を加工し住民へ伝達するための処理装置や、住民からの前兆現象の通報等、住民との情報交換を直接行うための端末等を整備します。【補助率 1/2】

1 整備の必要性

岩手県では、11年度に二戸市、14年度には釜石市で、土砂災害により尊い人命が失われました。しかし、県内の土砂災害危険箇所は14,348箇所（H14公表）もあり、ハード対策による整備には限界があります。一方、「早期避難」のためには行政側が有している情報を住民に提供し、また住民側から前兆現象等の情報を提供してもらう“相互通報”の仕組みづくりが不可欠です。

そこで、行政と住民間で平常時から災害時において情報を伝達することにより、「住民の自主的避難を支援すること」が目的として、住民と行政間の土砂災害情報伝達システムを整備しています。

相互通報システムのイメージ

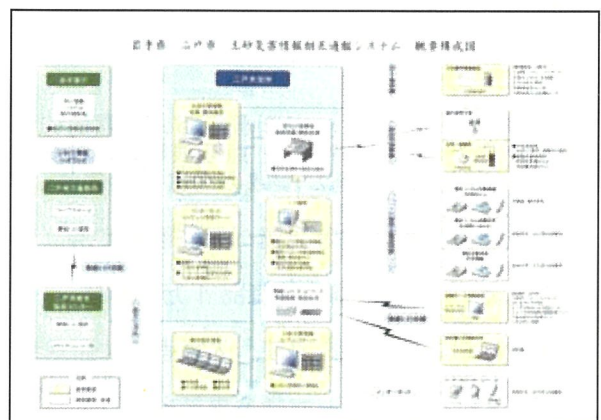


2 事業方針

- 住民に伝達すべき情報は「自主的避難を支援する」という観点から土砂災害危険箇所の所在、種類及び土砂災害に関する情報とリアルタイムの雨量情報などです。
- 事業主体は県ですが、行政と現地の状況を最も確に把握している住民との相互情報交換を目的とすることから、住民に最も身近な行政機関である市町村が実施主体となります。
- 機器等の帰属は県としますが、維持管理に必要な経費、更新に関する費用は原則として市町村が負担します。（県と市町村で維持管理協定を締結し運用します）
- システム整備は協議の上、事業実施を市町村長に委託します

3 取り組み状況

- 12年度に全県の整備計画を策定する前段として、モデル地区（二戸市）において土砂災害時における住民の避難行動等についてアンケート調査を行い、防災体制の現状と豪雨時の問題点の整理を行いました。その結果をもとに、二戸市で具体的なシステム整備計画を策定し、15年度から機器整備を行い、現在、整備が完了しました。
- また、14年度の台風6号で被害の大きかった釜石市においても「釜石市内土砂災害対策検討会」を設置して今後のソフト対策を検討し、その中のアクションプログラムにおいて迅速な避難支援のための相互通報システム整備を位置付け、現在整備中です。



【担当】：県土整備部砂防災害課